

転出される方で マイナンバーカードを お持ちの方へ

* 転入時の注意事項 *

マイナンバーカード(顔写真つき)をお持ちの方が市外にお引っ越しをされる場合、新しい住所地の市区町村役場へ速やかに手続きを行わなかつた場合、お持ちのマイナンバーカードが使えなくなることがあります。

マイナンバーカードが使えなくなるのは次の場合はです。

- ・転出予定日の翌日から30日以上経過して転入手続きをしたとき
- ・住み始めた次の日から14日以上経過して転入手続きをしたとき
- ・転入手続きをした翌日から90日が経過したとき

(表中の「カード」はマイナンバーカード(顔写真つき)を意味します)

転出届をしたときの転出日や転出地が変更になった場合	実際の転出先の市区町村にそのままカードを提出し、変更事項を申し出て転入の届出をしてください。ただし、異動年月日に大きく変更がある場合など、そのままでは対応できない場合もあります。
転出が取りやめになつた場合	届出入の本人確認ができるものをお持ちのうえ、速やかに嬉野市役所市民課で転出取り消しの手続きをしてください。なお、お電話での転出取り消しはできません。
カードの所持者以外の方が転入手続きをする場合	転入の手続きにカードの提示は必須になりますので、届出をする方がカードをあずかっておく必要があります。
カードを新しい市区町村でも引き続き御利用になる場合(カードの継続利用)	転入先の市区町村にお申出ください。この際、カードの数字4桁の暗証番号及び、英数字6桁以上の暗証番号が必要になります。転入届出の際にカードの所持者本人がいらっしゃらない場合は、あらかじめ暗証番号をご確認いただくか、転入届出をした日から90日以内に、別途ご本人に窓口でカードの継続利用の手続きをしていただく必要があります。
カードの暗証番号を忘れてしまった場合	転入先の市区町村にお申し出ください。暗証番号の初期化することになります。カード所持者本人が手続きに来ていない場合でも転入手続きを可能ですが、暗証番号の初期化及び継続利用の手続きは後日となることがあります。詳しくは転出先の市区町村へ問い合わせください。

●お問い合わせ●

嬉野市役所

(嬉野庁舎) ☎ 0954-42-3304

(塩田庁舎) ☎ 0954-66-9118

もしくは新しい住所地の市区町村にお尋ねください。

住み始めてから14日以内に
転入の手続きをお願いします。

正当な理由がなく14日以内に転入届出をされない場合は、過料に処されることがあります。